

公共施設等総合管理計画

～次世代に大きな負担を残さないために～

市では、持続できる行政サービスを提供していくため、「公共施設等総合管理計画」を策定しました。公共施設等の全体の状況を把握し、将来の見通しを分析した上で、管理の基本的な方針を示しています。今後、この計画の基本方針に基づいて、公共施設等マネジメントを推進していきます。

行政経営監

☎995-1842

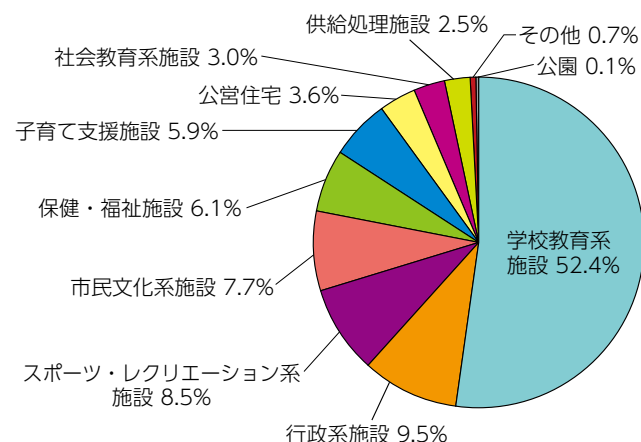
■ 将来の公共施設等のあるべき姿の構築に向けて

現在、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。厳しい財政状況が続く中、少子高齢化や人口減少社会の本格的な到来で公共施設等に対するニーズも変化しています。これら社会状況を踏まえ、財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設等を効果的・効率的に活用していくことが求められています。※公共施設等とは「公共建築物」と「インフラ資産」

■ 公共建築物の老朽化

市の公共建築物は86施設313棟、総延床面積は155,419平方メートルです。用途別では、学校教育系施設が全体の半分以上で、行政系施設、スポーツ・レクリエーション施設と合わせて、全体の7割を占めています。昨年度の時点で築30年以上経過した公共建築物は、全体の約53%ですが、10年後には全体の78%が築30年以上となり、老朽化する公共建築物の割合が増加します。

【公共建築物用途別の保有状況（延床面積）】



※この計画は市公式ウェブサイト詳しく掲載しています。また、市役所地下多目的ルームに概要版を掲示していますのでご覧ください。

■ インフラ資産の現状（平成28年4月現在）

市が保有する道路や橋などのインフラ資産は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、重要な役割を担っています。

- 道路の整備状況／市の保有する市道の実延長は653.6kmです。そのうち、舗装改良工事を行った整備済みの市道延長は320.8kmです。
- 橋の整備状況／市内の橋は299本、整備面積は27,471平方メートルとなっています。
- 上水道の整備状況／上水道の管路の総延長は373,269mとなっています。
- 下水道の整備状況／当市では、平成3年から整備を開始し、下水道管路の総延長は95,211mとなっています。



公共施設等の管理運営上の課題

公共施設等の管理運営には次のような課題があります。

- ▶総資産量の維持が困難
- ▶公共建築物の大規模改修・建て替え時期の集中
- ▶従前の人口構成を前提とした公共建築物の存在
- ▶耐震化未実施の公共建築物の存在
- ▶公共建築物の機能の重複
- ▶計画的修繕の未実施
- ▶公共施設等の老朽化の進行

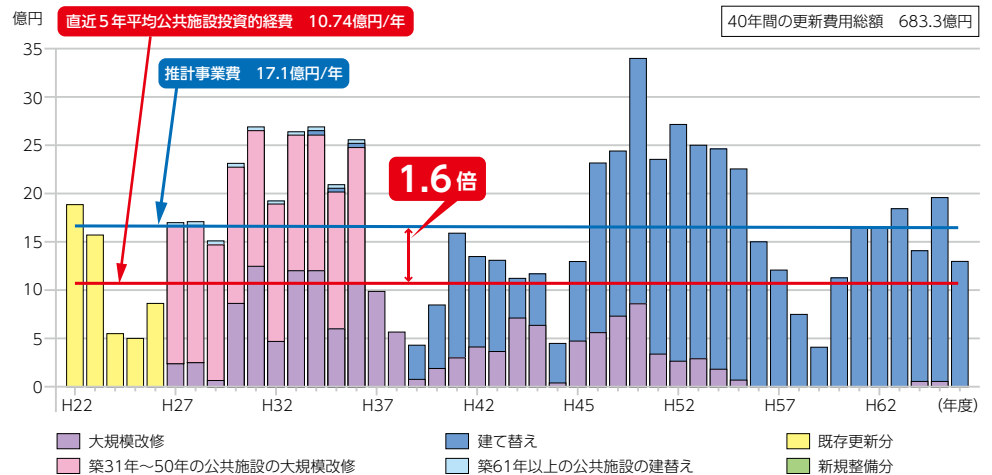


■ 中長期的な公共施設などの維持管理費用

● 公共建築物

平成 22 年度からの 5 年間に公共建築物の維持管理や新規整備にかかった費用は、年平均で 10.74 億円でした。今後 40 年間にかかる維持管理費を試算すると、年平均 17.1 億円の財源が必要となります。これは直近 5 年間にかけた費用の 1.6 倍に当たります。

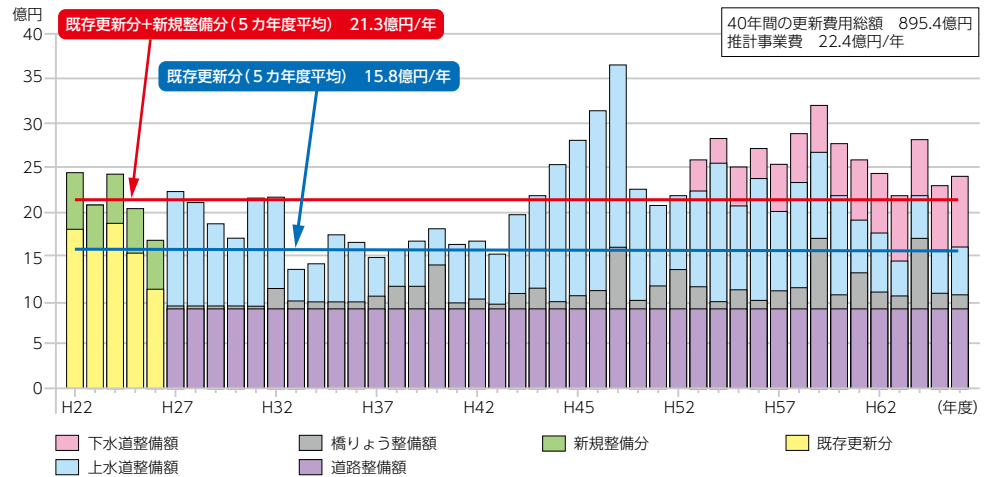
【今後 40 年間に想定される公共建築物の維持管理費の推移】



● インフラ資産

インフラ資産の整備に 5 年間でかかった費用は、年平均で 21.3 億円程度です。将来の更新や修繕にかかる費用を試算すると、今後 40 年間に 895.4 億円、年平均で 22.4 億円が必要です。今後も同程度の額をインフラ資産の修繕や更新に充てることは厳しい状況になることが見込まれます。

【将来の更新費用の推計（インフラ資産）】



公共施設等マネジメント基本方針

次の 5 つの基本方針に基づき、公共施設等マネジメントに取り組みます。

- ① 公共建築物の新規整備、大規模改修と建て替えは、総量規制の範囲内で行い、複合化・多機能化・統廃合・広域化を図ります。
- ② インフラ資産の新規整備と更新、老朽化対策としての点検と修繕を計画的に行います。
- ③ 市民ニーズの変化に対応し、公共建築物の有効活用を図ります。
- ④ 公共施設等を適正に管理し、ライフサイクルコストを縮減します。
- ⑤ 公共施設等の維持管理、運営に市民と民間の活力を積極的に導入します。

具体的な取り組み

将来を見据えて次の取り組みを進めます。

- (1) 総資産量の適正化
～複合化・多機能化・統廃合・広域化の推進～
《縮減目標》
公共建築物の総資産量を今後 30 年で 30% 縮減
- (2) 公共建築物の有効活用
- (3) 公共施設等の耐震化・安全確保
- (4) 公共施設等の長寿命化の推進
- (5) 公共施設等の管理経費の縮減
- (6) 計画的な維持管理等の実施
- (7) 公共施設等の点検・診断・評価の実施
- (8) 借地の計画的解消
- (9) PPP/PFI の導入の検討
- (10) 市民の方の運営への参画
- (11) 民間への譲渡・委託